

## 医師研修部会の開催状況について

### 1. 開催時期

令和8年2月

### 2. 開催方法

書面審議

### 3. 審議内容

令和9年度に研修を開始する臨床研修医の募集定員の設定について

#### (1) 概要

- ・ 島根県の定員上限は85人（国から示されたもの 別紙参照）
- ・ 県内の各臨床研修病院への定員配分は、医師法改正により、令和3年度募集定員から国が定める定員上限の範囲内で各都道府県が地域医療対策協議会（島根県は地域医療支援会議医師研修部会）の審議を経て設定
- ・ 各臨床研修病院が希望する定員合計は77人（自治医科大学卒業見込者を含む）であり、県の定員上限85人の範囲内であることから、希望どおり配分することとしたい（以下定員数の設定の表を参照）
- ・ 令和8年度と比較した増減状況は以下のとおり（以下定員数の設定の表参照）  
島根県立中央病院 +2（自治医大卒業見込者数の変動による）

#### (2) 定員数の設定

（単位：人）

病院名	所在市区町村	医師少数区域等	病院が希望する募集定員	定員数の算定方法 （詳細は資料1の3. 定員数の算定方法を参照）							R9年度募集定員（案）	（参考）R8年度募集定員	
				R6年度受入数	R7年度受入数	R8年度受入予定数（R8年1月時点）	①～③の最大値	医師派遣加算	基本の定員数	小児科・産科プログラム加算			県の調整分
				①	②	③	④	⑤	⑥=④+⑤	⑦			⑧
松江市立病院	松江市		8	8	7	4	8		8		8	8	
松江赤十字病院	松江市		10	10	9	8	10		10		10	10	
松江生協病院	松江市		3	3	3	2	3		3		3	3	
島根県立中央病院	出雲市		※1 15	15	15	13	15		15		※1 15	※1 13	
島根大学医学部附属病院	出雲市		20	11	9	6	11	7	18	2	※2 20	20	
島根大学医学部附属病院 （小児科・産科研修プログラム）			4							4	※2 4	4	
大田市立病院	大田市	○	4	2	2	4	4		4		4	4	
浜田医療センター	浜田市	○	7	7	6	7	7		7		7	7	
益田赤十字病院	益田市	○	6	6	4	4	6		6		6	6	
島根県 合計			77	62	55	48	64	7	71	6	77	75	

※1 自治医科大学卒業医師分（R8年度：1人 R9年度：3人）を含む

※2 R9年度の島根大学医学部附属病院の募集定員の合計は24人

### 4. 部会での審議結果

委員（17名）へ意見照会したところ、特に意見はなかったため、(2)定員数の設定通りとする。

# 令和9年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法

## ■全国の募集定員上限（10,895人）

研修希望者数（推計）（10,376人）× 1.05 ※1

※1 令和9年度は1.05で据え置き

## ■各都道府県の募集定員上限

### ④ 人口

全国の研修医総数（9,338人※2） ×  $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

### ⑤ 医学部入学定員

全国の研修医総数（9,338人） ×  $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

### ① 基本となる数

全国の研修医総数（9,338人） ×  $\frac{\text{④と⑤の多い方*}}{\text{④と⑤の多い方*の全都道府県合計}}$   
 \* ⑤(入学定員)を用いる場合、④(人口)の1.2倍を限度

※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

## + ② 地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

## + ③ 地理的条件等による加算

- (1)100km当たり医師数※3
  - (2)離島の人口※4
  - (3)医師少数区域の人口※5
  - (4)都道府県間の医師偏在状況※6
- ①,②,③(1)(2)の合計が全国の募集定員上限(10,895人)を上回る場合、超過分を各都道府県の①「基本となる数」に応じて按分する形で調整を行う

- ※3 100km当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算
- ※4 ①× 離島人口 × (離島数に応じた係数) / 当該都道府県の人口 を加算
- ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数 × 「当該都道府県の医師少数区域の人口 / 全国の総人口」を加算
- ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

## + ④ 激変緩和措置(直近の採用人数保障)

- ・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和7年度）の採用人数よりも少ない都道府県は、令和7年度の採用人数と「令和8年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする
- ・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から  $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）の合計}}$  に応じて定員を削減して捻出

ただし、「令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする  
 また、「仮上限」からの定員削減は、「令和8年度に病院に配分された定員の合計」を下回らない範囲での削減とする

離島数に応じた係数

	係数
平均離島数未満の都道府県	3
平均離島数～+10の都道府県	3.33
平均離島数+11～+20の都道府県	3.67
平均離島数+21～の都道府県	4

※ 平均離島数（有人離島総数（303島）÷ 有人離島を持つ都道府県数（27都道府県））÷ 11.2

## + ⑤ 募集定員上限が、一定割合以上減少する場合の追加配分 ※上記10,895人に別途加算するもの

- ・ ①～④の結果、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%を上回る都道府県（令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る）に対して、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%となるまで追加配分を行う。

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととしている。